

議案第15号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50)」の次に「、12月に支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.575)」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425(特定幹部職員にあっては、100分の1.725)」を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の105)」の次に「、12月に支給するときは100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	

11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600

40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		

69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			

97	295,400	343,200				
98	295,700	343,700				
99	296,100	344,100				
100	296,500	344,400				
101	296,700	344,700				
102	297,000	345,100				
103	297,400	345,500				
104	297,700	345,900				
105	297,900	346,400				
106	298,200	346,800				
107	298,600	347,200				
108	298,900	347,600				
109	299,100	348,100				
110	299,500	348,500				
111	299,900	348,800				
112	300,200	349,100				
113	300,300	349,600				
114	300,600					
115	300,900					
116	301,300					
117	301,500					
118	301,700					
119	302,000					
120	302,300					
121	302,700					
122	302,900					
123	303,200					
124	303,500					
125	303,800					

再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、宿日直手当」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第20条第1項中「及び附則第6項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第21条及び附則第11項」を「第21条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第6項第3号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第6項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第6項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

第23条の2中「、宿日直手当」を削る。

附則第6項から第11項までを削る。

（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	373,000円
2	421,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	1 4 2, 6 0 0 円	1 9 2, 7 0 0 円	2 2 8, 9 0 0 円	2 6 2, 0 0 0 円

第4条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「、宿日直手当」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「、宿日直手当」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(大田原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 大田原市職員の修学部分休業に関する条例(平成20年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「月額3,000円を超えない範囲内において市長が定める」を「月額300円とする」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、月額3,000円を限度とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付

職員条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大田原市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第36号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。